

松江市告示第 280 号

松江市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱（平成 18 年松江市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 23 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 1 条～3 条 略	第 1 条～3 条 略
様式第 1 号（第 2 条関係） 略	様式第 1 号（第 2 条関係） 略
様式第 2 号（第 2 条関係） <u>別紙のとおり</u>	様式第 2 号（第 2 条関係） <u>別紙のとおり</u>

<改正後>

様式第2号 (第2条関係)

表面

介護保険利用者負担額減額・免除認定証							
交付年月日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	氏 名						
	生年月日						
	適用年月日						
	有効期限						
減額・免除 等認定事項	給付率 / 100						
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 松 江 市 印 電話						

○証の大きさ 縦128mm 横91mm

<改正後>

裏面

注 意 事 項

- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、被保険者証とともに、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時に食事及び居住に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、入院又は入所時における食事及び居住に要する費用については、一日につき定額の負担限度額となります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなつたとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を松江市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、松江市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

<改正前>

様式第2号 (第2条関係)

表面

介護保険利用者負担額減額・免除認定証									
交付年月日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	氏 名								
	生年月日		性 別						
	適用年月日								
	有効期限								
減額・免除 等認定事項	給付率 / 100								
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>松 江 市 電話 (0852) 55-5933</p>								

○証の大きさ 縦128mm 横91mm

裏面

注 意 事 項

- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、被保険者証とともに、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時に食事及び居住に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、入院又は入所時における食事及び居住に要する費用については、一日につき定額の負担限度額となります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を松江市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、松江市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。